

高崎市土砂等の堆積の規制に 関する条例について

条例の概要、事前協議及び許可申請等の手引き

(令和5年9月27日改訂版)

高崎市建設部開発指導課

目 次

高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例について	1
用語の説明	1
汚染された土砂等の堆積の禁止	1
土壌基準	2
高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例の概要	3
土砂等の堆積に関する手続き	
1 手続きが要らないもの	5
2 届出をすれば許可が要らないもの	5
3 許可が必要なもの	5
命令	1 2
罰則	1 2
その他	1 3

高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例について

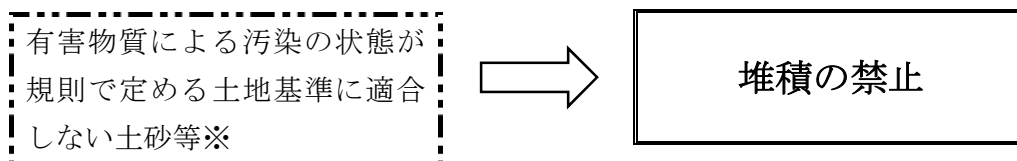
高崎市では、土砂等の堆積に関して、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、「高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例」を制定し、平成 25 年 7 月 1 日から施行しています。

この条例では、土砂等の堆積を「埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。」と定義しているため、土砂等を堆積する行為であれば、堆積の目的に関わらず、全てが対象となります。

用語の説明

- ・土砂等……………土砂、岩石及びこれらに混入し、又は付着したもの（黒土・再生砕石等を含み、廃棄物に該当するものは除きます。）
- ・事業者……………主体的に土砂等の堆積を行う者（自ら又は他人に請け負わせて土砂等の堆積を行う者）
- ・元請負人……………事業者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者
- ・土砂等の堆積に係る土地の区域……………実際に土砂等を堆積させる範囲
- ・近隣住民等……………土砂等の堆積に係る土地の区域から 50 メートル以内の区域に土地若しくは建物を所有する者又は同程度の影響を受けると認められる者

汚染された土砂等の堆積の禁止

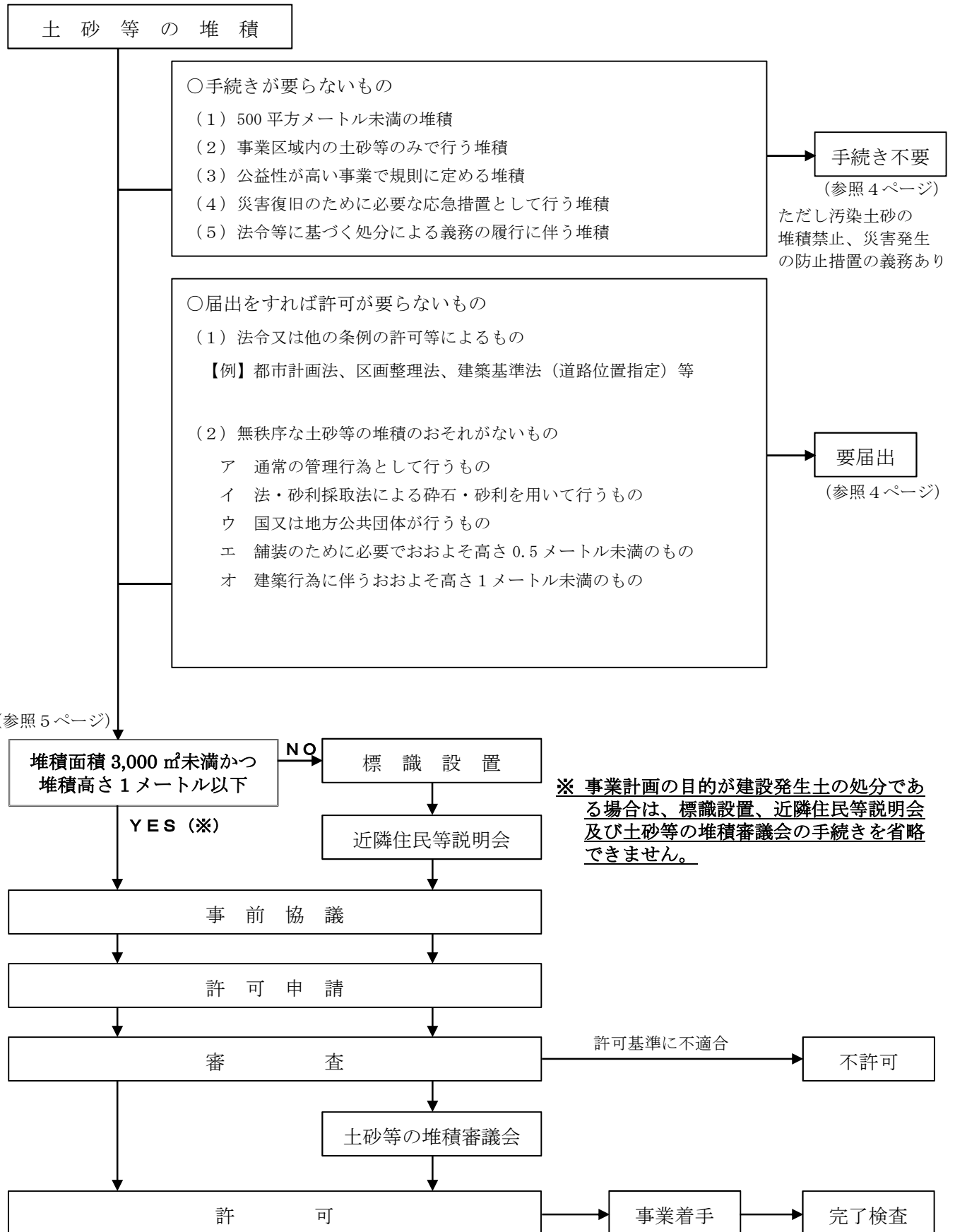


※次ページの土壌基準（溶出量、含有量共に）を満たしていない土砂等

土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	45mg/kg 以下
六価クロム化合物	0.05mg/ℓ 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	
クロロエチレン	0.002mg/ℓ 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	
有機リン化合物	検出されないこと	
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g 以下

高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例の概要



土砂等の堆積に関する手続き

1 手続きが要らないもの

次のいずれかに該当する場合は、本条例の手続きは不要です。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積（近隣土地で1年以内に堆積がある場合は合算した面積）が500平方メートル未満の土砂等の堆積
- (2) 土地造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積

2 届出をすれば許可が要らないもの

次のいずれかに該当する場合は、届出を行うことで本条例の許可は不要となります。

- (1) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為として行う土砂等の堆積

【例】都市計画法、土地区画整理法、宅地造成及び特定盛土等規制法、道路法、河川法、採石法、砂利採取法、都市公園法、地すべり等防止法、建築基準法(道路位置指定)等、詳細については、条例施行規則第11条をご確認ください。

※提出書類：許可不要行為として行う土砂等の堆積の届出書（様式第13号）

- (2) 無秩序な土砂等の堆積のおそれがないもの

ア 運動場の砂利敷、農地への客土その他の通常の管理行為として行う土砂等の堆積

イ 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石の採取のために除去した土砂を除く。)を用いて行う土砂等の堆積

ウ 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積

エ 舗装を行うために必要な土砂等の堆積であって、その高さがおおよそ0.5メートル未満のもの

【例】アスファルト舗装、コンクリート舗装、碎石舗装等で、路盤材を含め締固めが十分に行われるもの。

オ 建築行為に伴う土砂等の堆積であって、その高さがおおよそ1メートル未満であり、かつ、無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして市長が認めたもの

※提出書類：無秩序な土砂等の堆積でない旨の届出書（様式第13号の2）

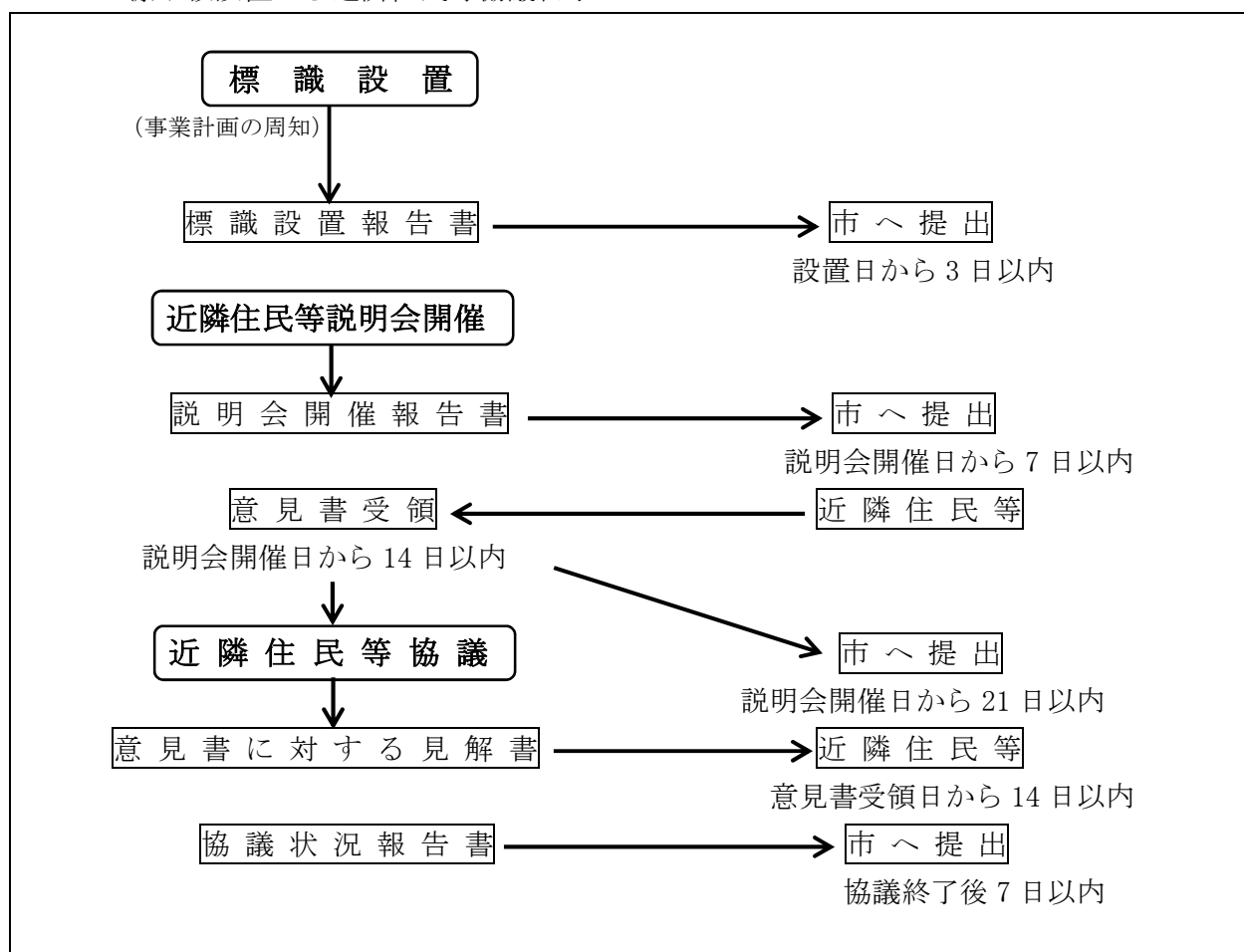
3 許可が必要なもの

土砂等の堆積で上記1又は2に該当しない場合は、土砂等の堆積に関する計画（事業計画）を定め、市長の許可を受けなければなりません。許可の手続きについては、以下の手順に従って申請等の手続きを行ってください。

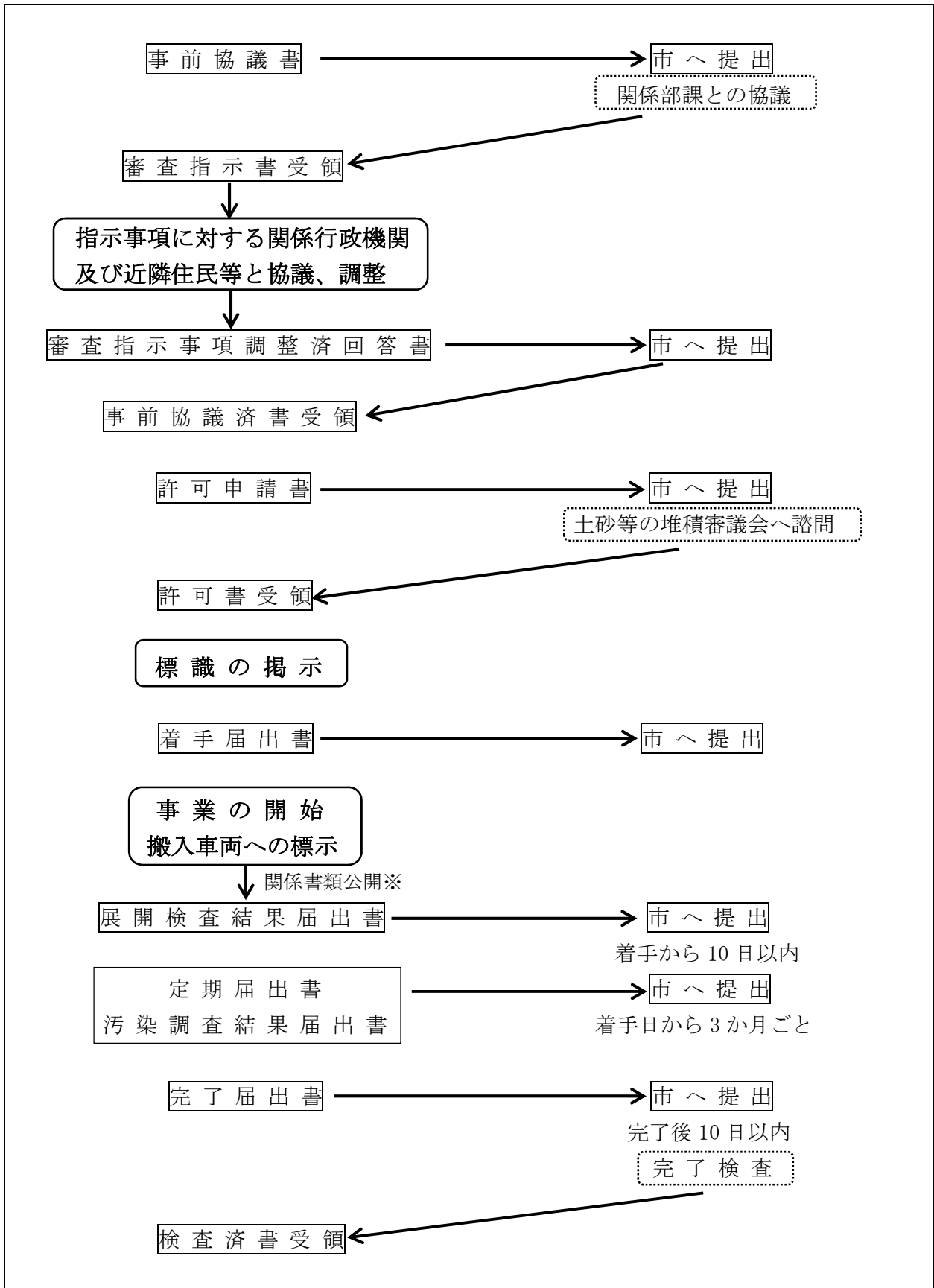
また、土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が 3,000 平方メートル未満かつ堆積する土砂等の高さが 1メートル以下の場合（事業計画の目的が建設発生土の処分であるものを除く。）は、（1）アを省略できます。

（1）手続きのフロー

ア 標示板設置から近隣住民等協議終了まで



イ 事前協議から事業完了まで



※事業者はあらかじめ閲覧場所及び時間を定め、土砂等の堆積を行っている期間中、市長に提出した書類の写しを閲覧させること。

(2) 土砂等の堆積の基準

ア 土砂等の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂等の高さ及び法面の勾配に関する基準（条例第11条第1項第1号）

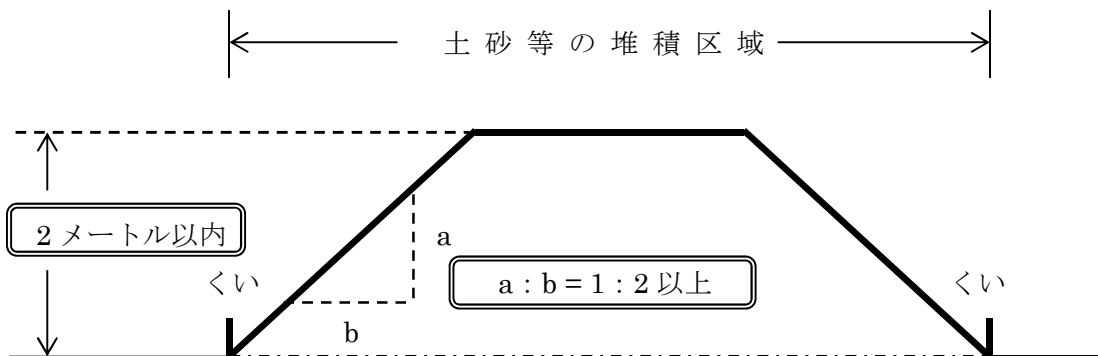
(ア) 土砂等の高さは、2メートル以内であること。

(イ) 土砂等の堆積により生じる法面（擁壁に覆われた法面を除く。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること。

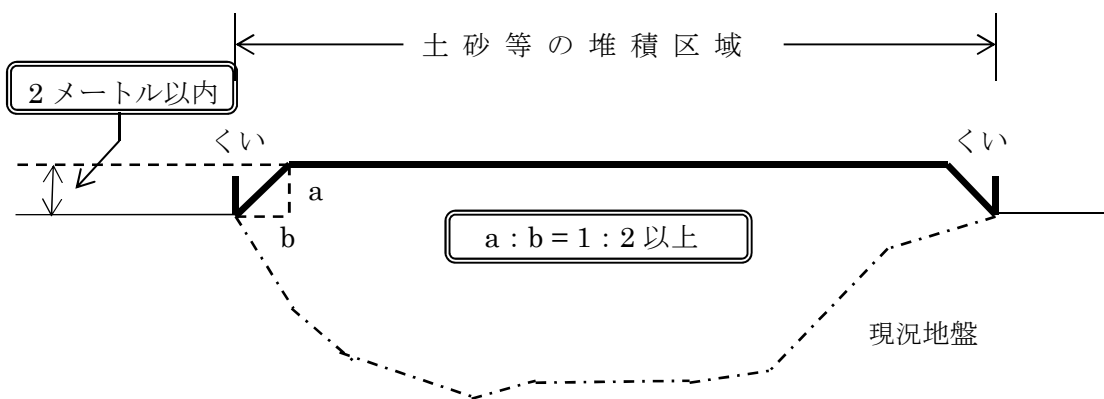
○土砂等の堆積の標準断面図

《一般的な堆積》

土砂等の堆積により生じる地表面の最高部と最低部との高低差

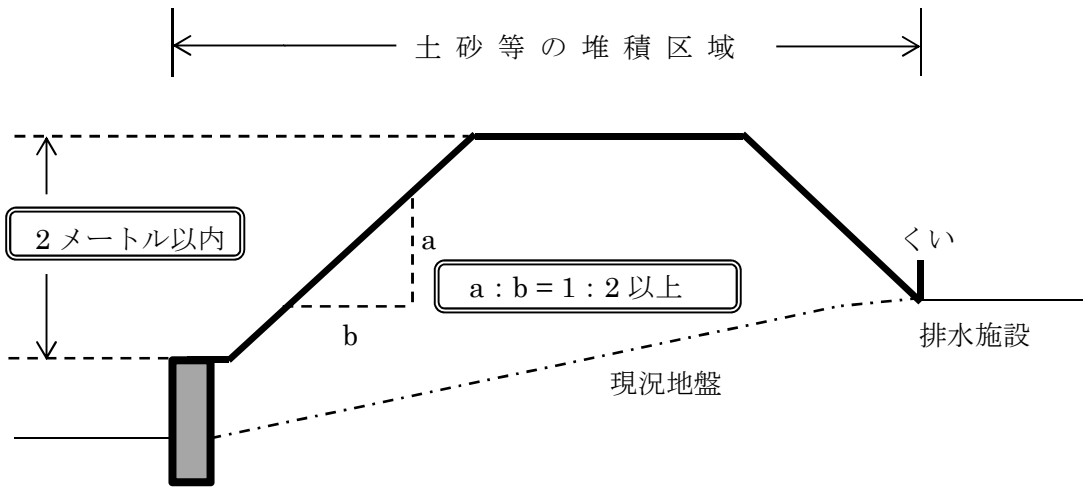


《穴等の埋立ての場合》



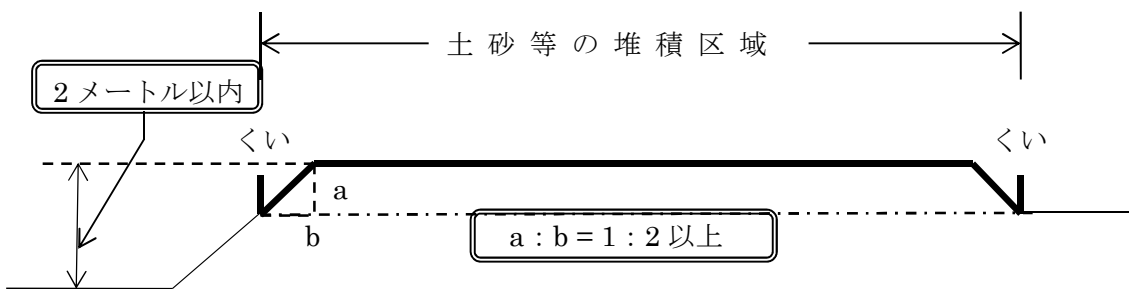
《擁壁を用いる場合》

擁壁の最高部と土砂等の堆積により生じた地表面の最高部との高低差



《高低差がある場合》

土砂等の堆積に係る土地に隣接する土地の最低部と土砂等の堆積により生じた地表面の最高部との高低差



イ 排水施設、擁壁その他の施設に関する基準（条例第11条第1項第2号）

（ア）土砂等の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

（イ）排水施設の構造は、下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準（※）に適合するものであること。

（ウ）擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

（エ）下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

※下水道法施行令（抄）

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、

漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

四～七まで 略

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 略

ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

(条例第 11 条第 1 項第 3 号)

(ア) 土砂等の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

(イ) 垂直 1 メートルに対する水平距離が 4 メートル以下の勾配である土地に土砂等の堆積を行う場合は、土砂等の堆積を行う前の土地の地盤と土砂等の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

(ウ) 土砂等の堆積の完了後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。

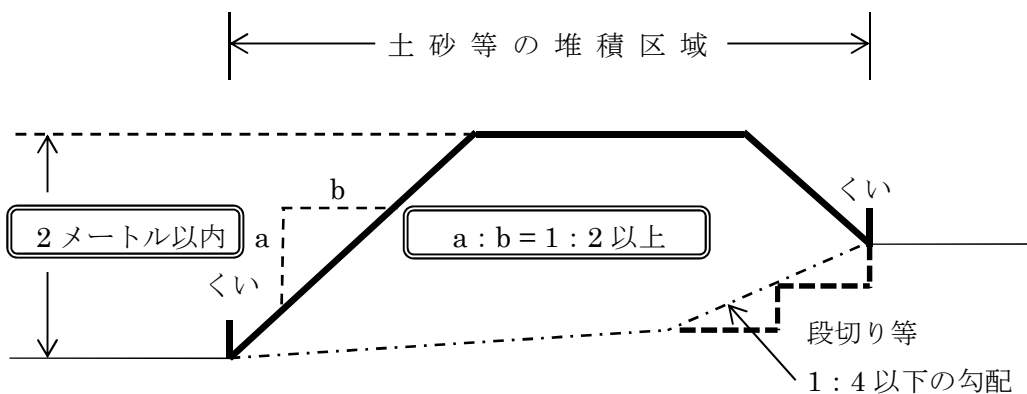
(エ) 土砂等の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂等の堆積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。 **(保安距離)**

(オ) 土砂等の堆積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂等の堆積を行う時間、期間等が定められていること。

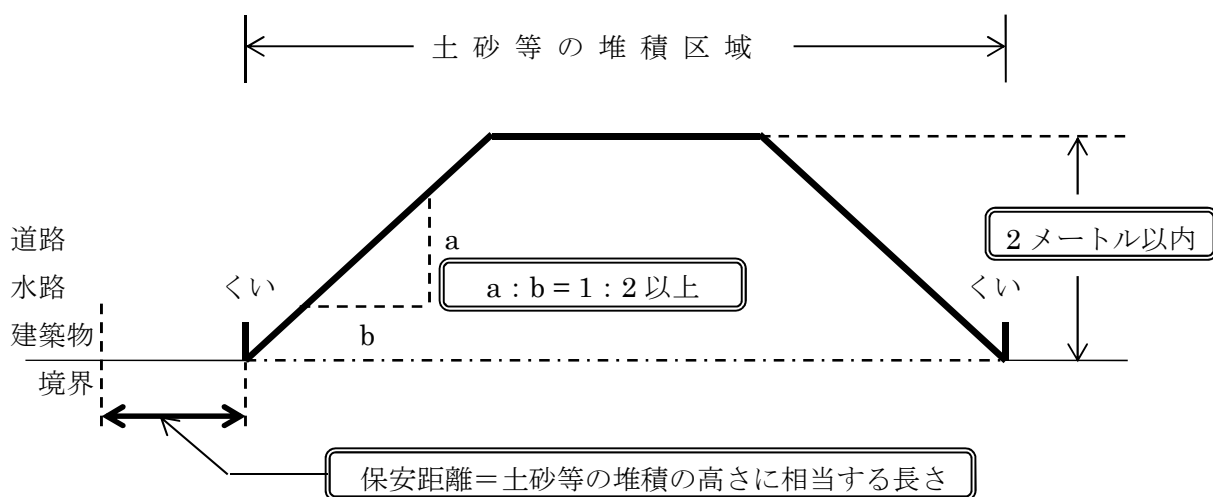
(カ) 土砂等の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

○土砂等の堆積の標準断面図

《勾配のある土地の場合》



《周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合》



(3) 許可事業者が行う堆積に係る土地の汚染調査

○有害物質9物質（規則第27条）の土壌含有量調査及び土壌溶出量調査方法について

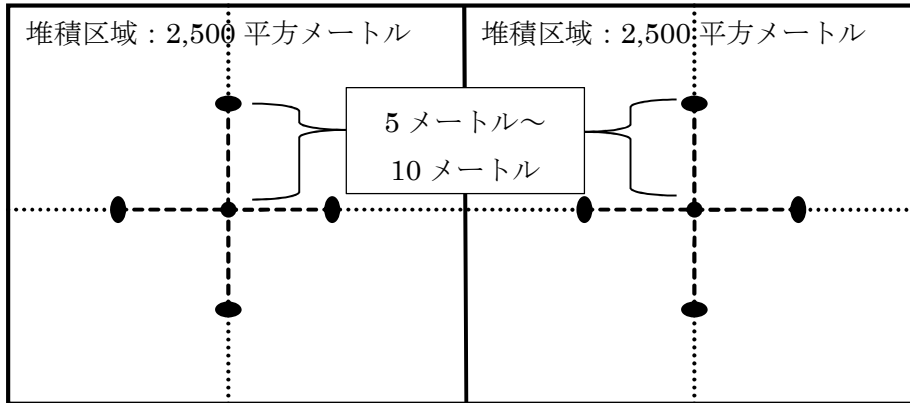
※溶出量及び含有量の基準については、2ページの値を参照

ア 汚染調査は、土砂等の堆積に係る土地の区域を **3,000 平方メートル以内**の区域に等分して行うこと。

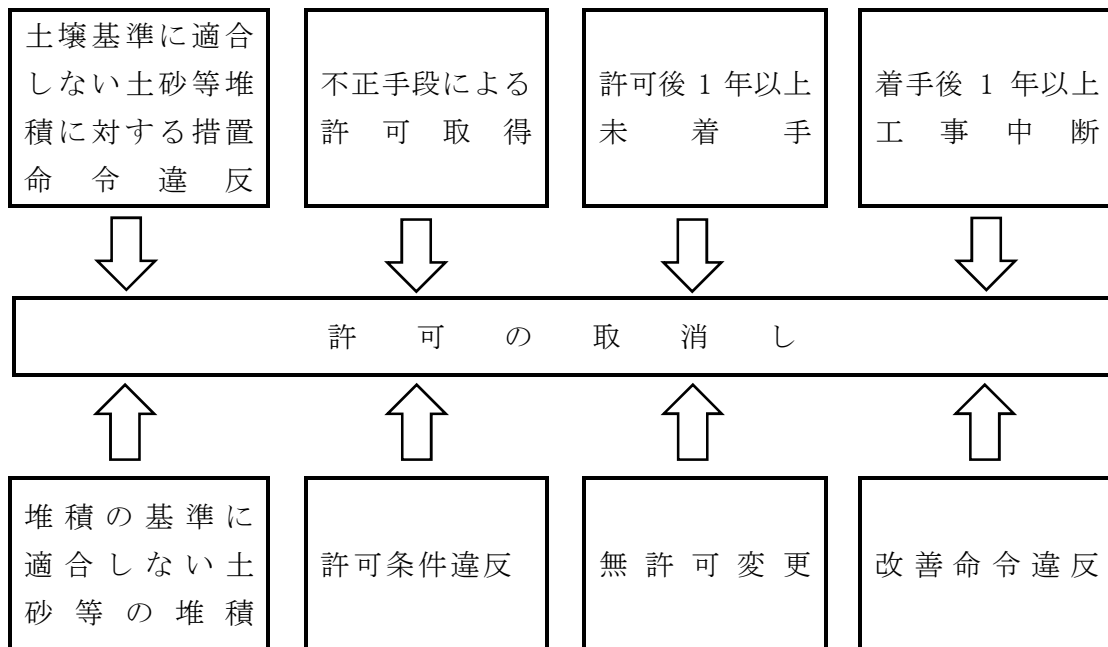
イ 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、区分された区域の**中央地点**及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から**5メートルから10メートルまでの間の4地点**(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

ウ 採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに**1試料(計5地点)**とすること。

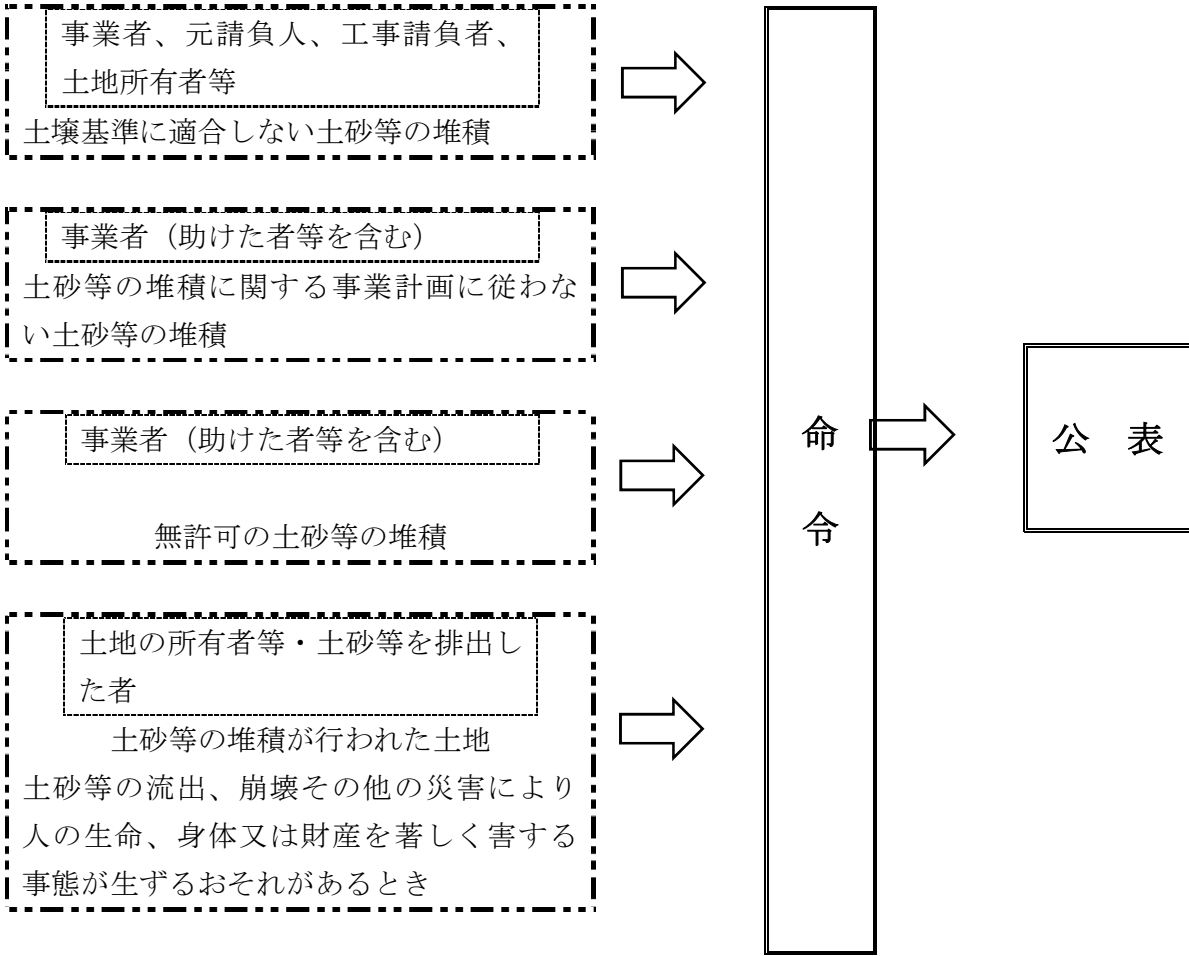
例) 土砂等の堆積に係る土地の区域：全体で5,000平方メートルの場合



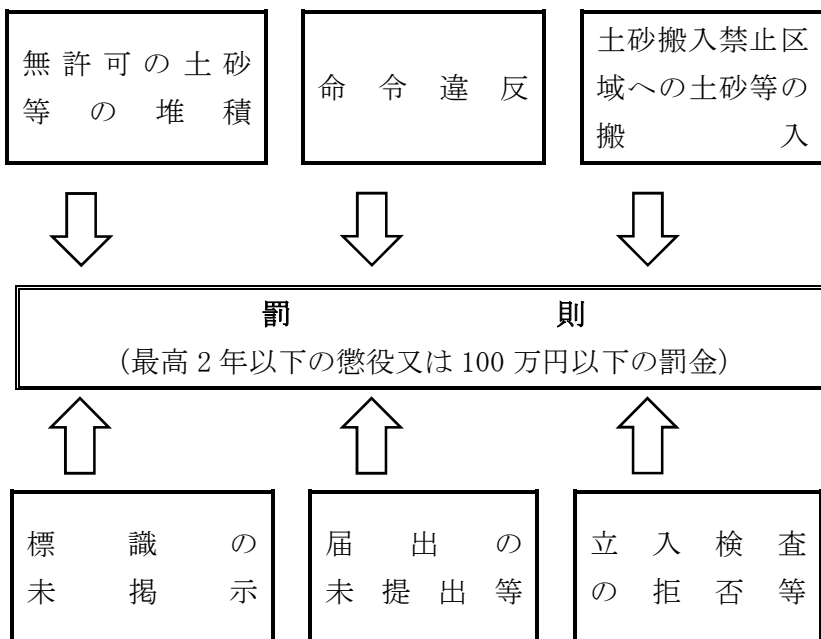
(4) 土砂等の堆積の許可の取消し



命令



罰則



その他

1 変更等の手続きについて

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になる場合がありますので、開発指導課にご相談ください。

2 確認書について

土砂等の堆積に係る土地が、農地法の規定による許可又は届出を要する土地で、その面積（農地以外の一体利用地がある場合には、利用する土地全体の合計面積）が500平方メートル以上ある場合には、開発指導課の承認を受けた確認書（土砂等の堆積の規制に関する条例確認書）を添えて農業委員会事務局で手続きを行ってください。

3 手数料について

申請手数料は、次のとおりになります。

- (1) 許可申請・・・1件につき3万円
- (2) 変更許可申請・・・1件につき2万円

問い合わせ先

高崎市役所 建設部 開発指導課

電話 027-321-1356

Eメール kaihatsu-shidou@city.takasaki.gunma.jp